

令和3年5月17日

南相馬市農業委員会
5月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和3年5月17日(月) 午後1時40分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	出	11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦	※	12	遠 藤 秀 明	出
3	菅 野 信 彦	出	13	山 内 弘 巳	欠
4	欠 番		14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏	※	15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	※
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	※
8	小谷津 弘 隆	※	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	※	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	出			

「※」→新型コロナウイルスの感染防止（3密回避）のため、出席を求めない。

2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし（新型コロナウイルスの感染防止のため、出席を求めない。）

3. 出席職員

事務局

① 局長 増山 善樹 ②次長 佐藤 光 ③主査 山本 将之

④ 副主査 米本 一樹 ⑤主事 平田 幸子

農政課

副主査 但野 莉菜

4. 日 程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 報告第15号 専決処分の報告について
- 日程第4 報告第16号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第5 報告第17号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第6 報告第18号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第7 報告第19号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第8 報告第20号 農地法第18条第6項の貸借の解約等の通知について
- 日程第9 報告第21号 違反転用事案の報告について
- 日程第10 報告第22号 時効取得による所有権移転について
- 日程第11 議案第55号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第12 議案第56号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第13 議案第57号 農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 日程第14 議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）
- 日程第15 議案第59号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）
- 日程第16 議案第60号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
- 日程第17 議案第61号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
- 日程第18 議案第62号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
- 日程第19 議案第63号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）
- 日程第20 議案第64号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）
- 日程第21 議案第65号 現況確認証明申請について

5. 会議の概要

(開会 午後1時40分)

議 長 只今より、令和3年5月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。新型コロナウイルスの感染を防ぐ観点から、出席者を減じての開催であります。

それでは先ず、欠席委員について報告いたします。欠席通告者は13番委員であります。

出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号18番 岡田敏文委員、1番 若杉裕二委員、3番 菅野信彦委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。

4月28日、第3回南相馬市一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会が開催され、市から候補地の評価書について説明を受けたことから、候補地をどのように選定するか、絞り込みの方法について協議したところです。

以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第15号「専決処分の報告について」を議題といたします。先ず、専決第3号について事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第15号専決第3号について説明いたします。議案書の2ページから4ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出に係る調整員の指名について、福島県農業振興公社を通して、農地売買による所有権移転の申出がありましたので、案件1件につき調整委員2名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、専決第4号について事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第15号専決第4号について説明いたします。議案書の5ページから6ページになります。福島地方環境事務所より、東日本大震災に伴う特別措置法に基づく一時使用後の農地について、「農地が農業の用に供されている旨等の証明書」の交付依頼があり、証明書を交付した事案が1件ありました。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議長 次に、日程第4、報告第16号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の3番委員からの報告を求めます。

3番委員 報告第16号について説明いたします。議案書7ページになります。内容としては、去る4月19日午前10時より、南相馬市役所北庁舎1階会議室1において、出し手1名、福島県農業振興公社より担当者1名、調整委員2名、事務局3名により開催いたしました。

協議内容についてですが、出し手側から10アール当たり35万円が希望価格として提示されました。調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については、10アール当たり35万円で公社が購入することとなりました。

売買代金は284万3,750円となり、公社手数料として2万8,400円を差し引き、支払額は281万5,350円となります。

この件は、議案第55号、議案書20ページ及び別紙資料2ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議の方よろしく願います。以上です。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第5、報告第17号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の3番委員からの報告を求めます。

3番委員 報告第17号についてご説明いたします。議案書8ページになります。内容としては、去る4月19日午前10時30分より、南相馬市役所北庁舎1階会議室1において、出し手1名、福島県農業振興公社より担当者1名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。

協議内容についてですが、出し手側から10アール当たり35万円が希望価格として提示されました。調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については、10アール当たり35万円で公社が購入することとなりました。

売買代金は378万2,450円となり、公社手数料として3万7,800円を差し引き、支払額は374万4,650円となります。

この件は、議案第55号、議案書20ページ及び別紙資料2ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議の方よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第6、報告第18号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の3番委員からの報告を求めます。

3番委員 報告第18号についてご説明いたします。議案書9ページになります。内容としては、去る4月19日午前11時より、南相馬市役所北庁舎1階会議室1において、出し手1名、福島県農業振興公社より担当者1名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。

協議内容についてですが、出し手側から、横手字寺前の田については10アール当たり35万円、横手字新原田の田については10アール当たり33万円が希望価格として提示されました。調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については、それぞれの金額で公社が購入することとなりました。

売買代金は179万1,050円となり、公社手数料として1万7,900円

を差し引き、支払額は177万3,150円となります。

この件は、議案第55号、議案書20ページ及び別紙資料2ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議の方よろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第7、報告第19号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の18番委員からの報告を求めます。

18番委員 報告第19号についてご説明いたします。議案書10ページになります。内容としては、去る4月19日午前11時30分より、南相馬市役所北庁舎1階会議室1において、出し手1名、福島県農業振興公社より担当者1名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。

協議内容についてですが、出し手側から、田については10アール当たり15万円、畑については10アール当たり10万円が希望価格として提示されました。調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については、それぞれの金額で公社が購入することとなりました。

売買代金は143万2,750円となり、公社手数料として1万4,300円を差し引き、支払額は141万8,450円となります。

この件は、議案第55号、議案書20ページ及び別紙資料2ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議の方よろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第8、報告第20号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第20号についてご説明いたします。議案書の11ページから12ページになります。今回5件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 次に、日程第9、報告第21号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第21号についてご説明いたします。議案書の13ページ整理番号1番について当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等は記載のとおりです。昭和40年頃に当時の所有者が当該地に越境して住宅を増築し、その後現在の所有者がカーポート、物置を設置し現在も使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。以上です。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 次に、日程第10、報告第22号「時効取得による所有権移転について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第22号についてご説明いたします。議案書の14ページから19ページになります。今回、法務局から時効取得を原因とする所有権移転登記の申請に関する通知がありましたので報告いたします。なお、時効取得を原因とする所有権移転登記につきましては、民法第162条に規定されており、農地法の規制対象外で農業委員会の許可は不要です。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 1 1、議案第 5 5 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 5 5 号についてご説明いたします。議案書の 2 0 ページ及び別紙資料の 1 ページから 3 ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第 5 5 号についてご説明いたします。今回、所有権移転が 4 件、利用権設定が 4 件となっております。内容につきましては、記載のとおりです。

なお、所有権移転に係る対価及び利用権設定に係る賃借料については、双方合意の上で決定しております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 2、議案第 5 6 号「農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。なお、この議案は、議事参与の制限に該当する案件がありますので、申請番号 5 番を先に審議いたします。農業委員会法第 3 1 条の規定により、1 8 番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から申請番号 5 番の説明を求めます。

事務局 議案第56号申請番号5番についてご説明いたします。議案書22ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議長 続きまして、現地調査委員の13番委員が欠席のため、委員から補足説明を受けていけば、事務局から報告を願います。

事務局 現地調査委員からの補足説明はありません。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。18番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議長 再開します。それでは、議案第56号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」の残り全部を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第56号の残り全部についてご説明いたします。議案書の21ページから22ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」との声あり〕

議長 続いて、申請番号4番、7番、8番、9番の現地調査委員には、出席を求めているため、事務局にて補足説明を受けていけば、事務局から報告を願います。

事務局 現地調査委員からの補足説明はありません。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第57号「農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第57号についてご説明いたします。議案書の23ページから24ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 続いて、申請番号1番の現地調査委員 2番委員には、出席を求めているため、事務局にて補足説明を受けていれば、事務局から報告を願います。

事務局 現地調査委員からの補足説明はありません。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第58号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第58号についてご説明いたします。議案書の25ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番についての補足はありません。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員、9番委員には出席を求めているため、事務局から報告願います。

- 事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。
- 議案第58号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は1ページです。申請内容は記載のとおりです。去る5月12日午前10時頃より代理人行政書士から現地において説明を受け、また調査書の調査項目に基づき聞き取り調査をしました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
- 議長 次に、日程第15、議案第59号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 事務局 議案第59号についてご説明いたします。議案書の26ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。
- 事業計画変更に係る事由ですが、防災林造成のための仮設事務所、駐車場、資材置場として使用する目的で一時転用の許可を受け工事を行いました。新型コロナウイルス感染対策としての事業自粛により当初計画していた工期に若干遅れが生じたことから、一時転用期間を延長するものです。以上です。
- 議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。
- 議長 3番委員。
- 3番委員 議案第59号申請番号1番につきまして、現地調査の報告をいたします。現地案内図は2ページになります。申請内容は記載のとおりであります。去る5月14日午後1時より、代理人行政書士立会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。
- 議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第60号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第60号についてご説明いたします。議案書の27～28ページ、申請番号1番、2番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。申請番号1番は議案第61号申請番号3番の関連です。

事業計画変更に係る事由ですが、申請番号1番については、一般住宅を建築する目的で転用許可を受け工事を行い土地の整地は完了していますが、当初の転用事業者が亡くなったことにより事業が実施できなくなりました。この土地を承継する者は土木建築業を営んでいます。従業員の駐車場が不足していることから、当該地を自ら営んでいる会社への貸駐車場として整備するため、事業計画を変更するものです。

続きまして申請番号2番については、一般住宅を建築する目的で転用許可を受け工事を行い土地の整地は完了していますが、住宅建築後に同居するはずだった息子が仕事の都合で同居できなくなったことにより、住宅建築を断念することとなりました。周辺地域においては駐車場の需要があることから、当該地を貸駐車場とするため、事業計画を変更するものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。

議 長 11番委員。

11番委員 議案第60号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。この案件は議案第61号申請番号3番の関連案件になります。現地案内図は3ページです。この案件は、昭和60年10月1日付けで農地法第5条の規定による転用許可を受け、その後、申請者が亡くなって事業遂行ができなくなった案件でございます。去る5月11日午後5時より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。なお、現況敷地は転圧して整地した状況でした。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

続きまして、議案第60号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は4ページです。この案件は平成24年1月13日付けで農地法第5条の規定による転用許可を受けましたが、その後事業遂行ができなくなった案件でございます。去る5月12日午後5時より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。なお、現況敷地は転圧して整地した状況でした。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第17、議案第61号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第61号についてご説明いたします。議案書の29ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号3番につきましては、議案第60号申請番号1番の関連です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告をお願いします。

議 長 11番委員。

11番委員 議案第61号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページです。去る5月11日午後5時半頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 続いて、申請番号2番について12番委員。

12番委員 議案第61号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページです。去る5月14日午前9時頃より、設定人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、設定人からの聞き取り、また現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 それでは、只今の議案に対しまして質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第18、議案第62号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第62号についてご説明いたします。議案書の30ページ、申請番号1番及び2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号2番については、第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。隣接地を含めると、事業面積は、30,829.19㎡になります。併用地であります隣接地の山林については林地開発許可申請が提出済みです。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。

議長 12番委員。

12番委員 議案第62号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページです。去る5月14日午前11時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

続きまして、議案第62号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は8ページです。去る5月14日午前11時30分頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いた

します。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第19、議案第63号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第63号についてご説明いたします。議案書の31ページから32ページ、申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

 申請番号1番については、当該地の近隣で請け負った舗装工事に係る駐車場、資材置場、碎石置場、残土仮置場、車両通路としての一時転用であり、転用期間は許可日から16カ月までとなっております。

 申請番号2番については、当該地の近隣で建物解体工事に係る工事用通路敷地としての一時転用であり、転用期間は許可日から3か月までとなっております。

 申請番号3番については、報告第21号整理番号1番の違反の追認を得るための案件です。

 申請番号5番については、当該地の近隣で請け負った雨水管渠築造工事に係る資材置場、駐車場としての一時転用であり、転用期間は許可日から令和3年12月31日までとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。

議 長 11番委員。

11番委員 議案第63号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は10ページです。去る5月11日午後5時20分頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。

 続きまして、議案第63号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。この議案は報告第11号整理番号1番関連案件であります。現地案内図は11ペ

ージです。この案件は、昭和40年頃、住宅を増築し、その後カーポート、倉庫を設置しましたが、この度、増築した一部とカーポート、倉庫一部が農地であることが判明した案件でございます。結果として違反転用となりました。

この追認を受けるための許可申請になります。去る5月14日午後5時頃より、代理人行政書士立会いのもと調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 12番委員。

12番委員 議案第62号申請番号5番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は13ページです。去る5月14日午前8時30分頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 続いて、申請番号1番の現地調査委員、2番委員には出席を求めているため、また、申請番号4番の現地調査委員、13番委員は欠席のため、事務局から報告を願います。

事務局 議案第63号申請番号4番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は12ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりです。去る5月10日午後1時30分頃より、代理人行政書士の立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況などを調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第20、議案第64号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第64号についてご説明いたします。議案書の33ページから34ページ、申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1、4、5番については、2種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請です。続きまして申請番号2、3番については、用途地域ではない第3種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。以上です。

議長 続きまして、現地調査委員から報告をお願いします

議長 10番委員。

10番委員 議案第64号申請番号4番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は16ページのとおりです。去る5月10日午後1時50分頃より、行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

続きまして、申請番号5番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は17ページのとおりです。去る5月10日午後1時40分頃より、行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議長 続いて、申請番号1番の現地調査委員、2番委員には出席を求めているため、事務局から報告を願います。

事務局 それでは現地調査委員からの報告を事務局から報告させていただきます。議案第64号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は14ページです。申請内容、申請理由は記載のとおりです。去る5月13日午後2時45分頃より、設定人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第21、議案第65号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第65号についてご説明いたします。議案書の35ページ、申請番号1番及び2番について土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明願です。申請のあった全ての農地について非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼していますのでご報告お願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員を代表しまして1番委員から報告をお願いします。

議 長 1番委員。

1番委員 議案第65号現地確認証明申請に係る現地調査を行いましたので報告いたします。去る5月3日午後1時から、私を含めた3名の委員、事務局2名の合計5名で現地調査を行いました。

まず申請番号1番ですが、現地案内図は18ページです。この申請番号1番のうちの、地番507番1、2と501番及び513番につきましては、山林に挟まれて日照が悪くて周囲よりも1段下がった場所で機械の進入も困難な位置関係にあり、すでに原野化しており非農地と判断いたしました。

次に、580番1、2、3、582番1につきましては、山林を100メートルないし200メートルほど進んだところにある場所でありまして、徒歩でも到達することがなかなかできないという場所でありました。当然、機械の進入も不可能な状況でありました。すでにこれらの土地は周囲の山林と一体化しており、非農地と判断いたしました。

次に申請番号2番ですが、現地案内図は19ページとなります。この土地につきましては、すでに周囲の山林と一体化しており、非農地と判断いたしました。委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告 8 件及び議案 11 件、合わせて 19 件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の 5 月定例総会を閉会いたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でございました。

(閉会 午後 2 時 31 分)

南相馬市農業委員会会議規則第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定により署名する。

令和 3 年 6 月 22 日

議事録署名人 (18 番・オカダ トシフミ)

議事録署名人 (1 番・ワカスギ ユウジ)

議事録署名人 (3 番・カンノ ノブヒコ)
